

岩手県告示第913号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年11月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年8月23日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 熊谷建設株式会社
  - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4
  - ウ 代表者の氏名 熊谷勝支
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第2526号
- (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成22年8月20日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年11月9日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 西岩手生コンクリート株式会社
  - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中央通一丁目1番23号
  - ウ 代表者の氏名 鈴木昭彦
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第6547号
- (3) 処分の内容 土工工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成22年11月1日付けで土工工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成22年11月4日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社畠山工務店
  - イ 主たる営業所の所在地 一関市末広一丁目10番2号
  - ウ 代表者の氏名 畠山正男
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第7523号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成22年11月2日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成22年11月9日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社齊藤塗装工業
  - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東仙北一丁目10番12号
  - ウ 代表者の氏名 齊藤光雄
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第9061号
- (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成22年11月2日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。